

# 【瀬波小いじめ防止学習プログラム年間計画】●いじめ防止 ★早期発見 ■いじめ措置 ▲重大事態対処

月	活動・行事	低学年	中学年	高学年
4	○入学式	・小学校生活に適應する。	・1年生へメッセージを送る。	・1年生へメッセージを送る。
	○町内子ども会	・自分でできることに気付く。	・新しい学級・学年をつくる。	・高学年としての自覚をもつ。
	○5学年鮭の放流	●「瀬波小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解 ●生徒指導年間計画立案と検討		
	○はまなす班編制	・自分の仕事をがんばる。	・低学年の困っている子を助ける。	・下級生を思いやる気持ちをもつ。
5	○はまなす班清掃開始	・自分勝手な行動はしない。	・グループ内での自分の役割をこなす。	・リーダーとして責任感のある行動をする。
	○1年生を迎える会	・学習の方法を身に付ける。	・下級生を思いやる気持ちをもつ。	・自分の役割を確認し、その責任を果たす。
		・上級生の指示をよく聞いて行動する。	・低学年の困っている子を助ける。	・リーダーとして責任感のある行動をする。
			・グループ内での自分の役割をこなす。	・下級生を思いやる気持ちをもつ。
●PTA総会, 学校運営協議会 ★学習参観, 学年懇談会				
5	○運動会	・応援団の指示をしっかりと聞く。	・応援リーダーをフォローする。	・応援リーダー, 係活動を通して運動会を作り上げていく。
6	○5学年自然教室			・集団の一員として仕事に責任をもつ。
	プール開き	・水と友達になる。	・自分の泳力を伸ばすためにがんばる。	・自分の泳力をのばすためにがんばる。
★Q-U検査, 学校生活アンケート ★教育相談 ★子どもを語る会 ★学習参観				
7	○町内子ども会	●村上大祭の指導 夏休みの生活指導		
8		●教師力アップ研修 ●★小中合同研修会 ●瀬波大祭の指導 ★民生児童委員との懇談会 ★家庭位置確認		
9	○郡市陸上記録会			・記録会に向けての練習に進んで取り組む。
★学習参観 ●学校評価				
10	○6学年修学旅行			・一人一役を決めて, 旅行の準備をする。
	○マラソン大会	・めあてをもち, 最後までがんばる。	・苦しくても練習をがんばる。	・自分の目標に向かって努力する。
	○はまなす班編制	・全校の一員であること自覚する。	・低学年の困っている子を助ける。	・リーダーとしての役割を再確認する。
	○はまなす班清掃後期	・後片付けをきちんとやる。	・グループ内での自分の役割をこなす。	・下級生を思いやる気持ちをもつ。
11	★第一中学校授業体験	・後片付けをきちんとやる。	・後片付けをきちんとやる。	・責任をもって全体の後かたづけをする。
	○せなみっこフェスティバル	・上級生の言うことをよく聞いて出し物を楽しむ。	・集団の一員として仕事に責任をもつ。	・みんなが楽しむために必要なことを学ぶ。
	●人権ふわふわ集会	・いじめを許さない気持ちを高める。	・いじめを許さない気持ちを高める。	・いじめを許さない気持ちを高める。
		★Q-U検査, 学校生活アンケート ★教育相談 ★子どもを語る会		
12	○4学年鮭の発眼卵の受領			
1	○町内子ども会	●人権週間 ★個別懇談 ●冬休みの生活の指導		
2	○書き初め大会			
2	○六年生を送る会	・6年生にお礼の心をこめて活動する。	・学年実行委員会の活動をする。	・最高学年になるための準備を行う。
		●学校評価 ★学校生活アンケート ★保護者アンケートと結果の公表 ★教育相談 ★学習参観, 学年懇談会		
3	○中学校との引き継ぎ			・学校の伝統を残し, それを引き継ぐ。
	○委員会引き継ぎ			
	○町内子ども会			
	○卒業式	・お礼の気持ちを態度で表す。	・お礼の気持ちを態度で表す。	・今まで支えてくれた人たちに感謝する。
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●友人関係, 集団づくり, 社会性の育成(道徳, 特別活動, はまなす班活動, 学校行事, PTA活動, 小中連携事業)</li> <li>●授業改善による分かる授業づくり(校内研修の充実, 授業公開(1人年1回), 個人研修計画)</li> <li>●差別や偏見をなくすための人権教育, 同和教育の授業実践</li> <li>●学習規律, 家庭での学習習慣, 情報モラル教育の徹底, 定着(「授業改善五か条」, 「学習態度形成プログラム」, 生活目標)</li> <li>★学校生活全体をとおして, 子どもに寄り添う指導を心掛け, 児童観察をとおして早期発見に努める</li> <li>★保護者と信頼関係を深め, 情報の収集をとおして早期発見に努める。(連絡帳, 電話連絡)</li> <li>★児童に, 「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知を図る。</li> <li>■いじめの事実確認, 児童, 保護者の支援, 指導, 助言, 関係機関との連携</li> <li>▲設置者への報告, 調査組織の設置, 調査の実施, 情報提供, 設置者への報告, 必要な措置</li> </ul>			